

事務連絡
平成 31 年 2 月 18 日

高知県地域福祉部
鳥取県福祉保健部
広島県保健福祉部
岡山県保健福祉部
京都府健康福祉部
兵庫県健康福祉部
愛媛県保健福祉部
岐阜県健康福祉部
島根県保健福祉部
福岡県保健医療介護部
山口県健康福祉部

御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者の保険料及び利用料の
減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて

平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者の保険料及び利用料の減免措置については、「平成 30 年 7 月豪雨により被災した被保険者に係る介護保険の第一号保険料の減免に対する財政支援の基準等について」（平成 30 年 7 月 19 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）及び「平成 30 年 7 月豪雨で被災した被保険者に係る利用料の負担等の取扱いについて」（平成 30 年 7 月 12 日厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）等に基づいて行う減免措置に対し、平成 30 年度において特別な財政支援を行うこととしているところです。

今般、平成 31 年度における保険料及び利用料の減免措置に対する財政支援を下記のとおり実施することとしましたので、内容を御了知の上、貴管内市町村において適切な取扱いがなされるよう御配慮をお願いいたします。

なお、下記の内容については、平成 31 年度政府予算案の可決・成立が前提となり、具体的な財政支援の内容等については、追ってお知らせする予定であることを申し添えます。

記

1 第一号保険料の減免措置に対する財政支援について

平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に係る災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用市町村(以下「災害救助法適用市町村」という。)において、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第142条に基づき、平成30年7月豪雨の被災者に対して平成31年4月2日から同年6月30日までの間に普通徴収の納期限が到来する第一号保険料(特別徴収の場合にあっては同期間に特別徴収される第一号保険料)について減免を行った場合は、平成30年度と同様の財政支援を行う予定であること。

2 利用料の減免措置に対する財政支援について

災害救助法適用市町村において、平成30年7月豪雨の被災者に対して平成31年3月1日から同年6月30日までのサービス提供分に係る利用料について、法第50条又は第60条の規定に基づき減免を行った場合は、平成30年度と同様の財政支援を行う予定であること。